【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月26日
【会社名】	タキロン株式会社
【英訳名】	Takiron Co .,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　兵頭　克盛
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田三丁目１番３号（ノースゲートビルディング）
【電話番号】	06-6453-3700（代表）
【事務連絡者氏名】	業務部長　　角野　周作
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目15番１号（品川インターシティＡ棟）
【電話番号】	03-6711-3700（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　　三宅　貴久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） タキロン株式会社　東京本社 （東京都港区港南二丁目15番１号（品川インターシティＡ棟）） タキロン株式会社　中部支店 （名古屋市東区葵一丁目19番30号（マザックアートプラザ））

１【提出理由】

当社は、平成28年12月26日開催の取締役会において、シーアイ化成株式会社（以下、「シーアイ化成」といいます。）との間で、平成29年４月１日（予定）を効力発生日として、当社とシーアイ化成とが合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことを決議いたしました。本合併に伴い、当社の親会社および代表取締役の異動が生じるとともに、当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしますので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号、第９号、第12号および第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

１．親会社の異動に関する事項

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容

新たに親会社となるもの

名称	伊藤忠商事株式会社
住所	大阪市北区梅田３丁目１番３号
代表者の氏名	代表取締役社長　　岡藤　正広
資本金の額	253,448百万円（平成28年９月末日現在）
事業の内容	総合商社

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当社の議決権の数および当社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 （平成28年９月末日現在）	23,807個 （うち間接所有111個）	33.68% （うち間接所有割合0.16%）
異動後	49,833個 （うち間接所有111個）	51.29% （うち間接所有割合0.11%）

（注１）　異動前の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、当社が平成28年11月11日に提出した第122期第２四半期報告書に記載された平成28年９月30日現在の当社の発行済株式総数（78,698,816株）から、同四半期報告書に記載された同日現在当社が所有する自己株式数（7,677,000株）および単元未満株式（331,816株）を控除した株式数（70,690,000株）に係る議決権の数である70,690個を分母として計算しております。異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、本合併により交付が予定される株式（26,468,325株）に係る議決権の数である26,468個を加えた97,158個を分母として計算しております。

（注２）　異動前および異動後の「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の理由およびその年月日

① 当該異動の理由

本合併に伴いシーアイ化成の株式１株に対し、当社の株式0.975株を割当交付することにより、伊藤忠商事株式会社の当社の総株主等の議決権に対する所有割合が50%超となり、伊藤忠商事株式会社は新たに当社の親会社に該当することになります。

② 当該異動の年月日

平成29年４月１日（予定）

２．代表取締役の異動に関する事項

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、職名、生年月日および所有株式数

代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	所有株式数
兵頭　克盛 (昭和23年11月30日生)	取締役会長	代表取締役社長	47,886株

（注）　所有株式数は、平成28年９月30日現在における株式数を記載しております。

(2) 当該異動の年月日

平成29年４月１日（予定）

３．当社および当社グループの財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象に関する事項

(1) 当該事象の発生年月日

平成29年４月１日（予定）

(2) 当該事象の内容

本合併に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）および「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）を適用し、これに伴い平成29年３月期の連結財務諸表においてのれん（または負ののれん）を計上する予定であります。

(3) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

当該事象の損益および連結損益に与える影響額は未定です。

以　上